

III. 都市計画マスタープラン地域別構想

令和4年3月
都市計画課

III. 都市計画マスター プラン地域別構想 目 次

第1章 地域別構想の役割	1
第2章 地域別構想	
1 黒沢尻北地区	3
2 黒沢尻東地区	10
3 黒沢尻西地区	17
4 立花地区	24
5 飯豊地区	31
6 二子地区	39
7 更木地区	46
8 黒岩地区	53
9 口内地区	60
10 稲瀬地区	67
11 相去地区	74
12 鬼柳地区	82
13 江釣子地区	89
14 和賀地区	96
15 岩崎地区	104
16 藤根地区	111

第1章 地域別構想の役割

(1) 地域別構想とは

地域別構想は、「あじさい都市」きたかみの形成に向け、市民と協働で地域を育てる考え方を基本としながら、北上市全体の方針との整合性を前提とし、16地区ごとに歩いて用を足すことができ、公共交通網が位置づけられている地域拠点を設け、地域の特性に応じた土地利用方針を策定し、地域の将来像を掲げ、重点目標に向けて取り組みながらその実現に向けた方針を示したものです。

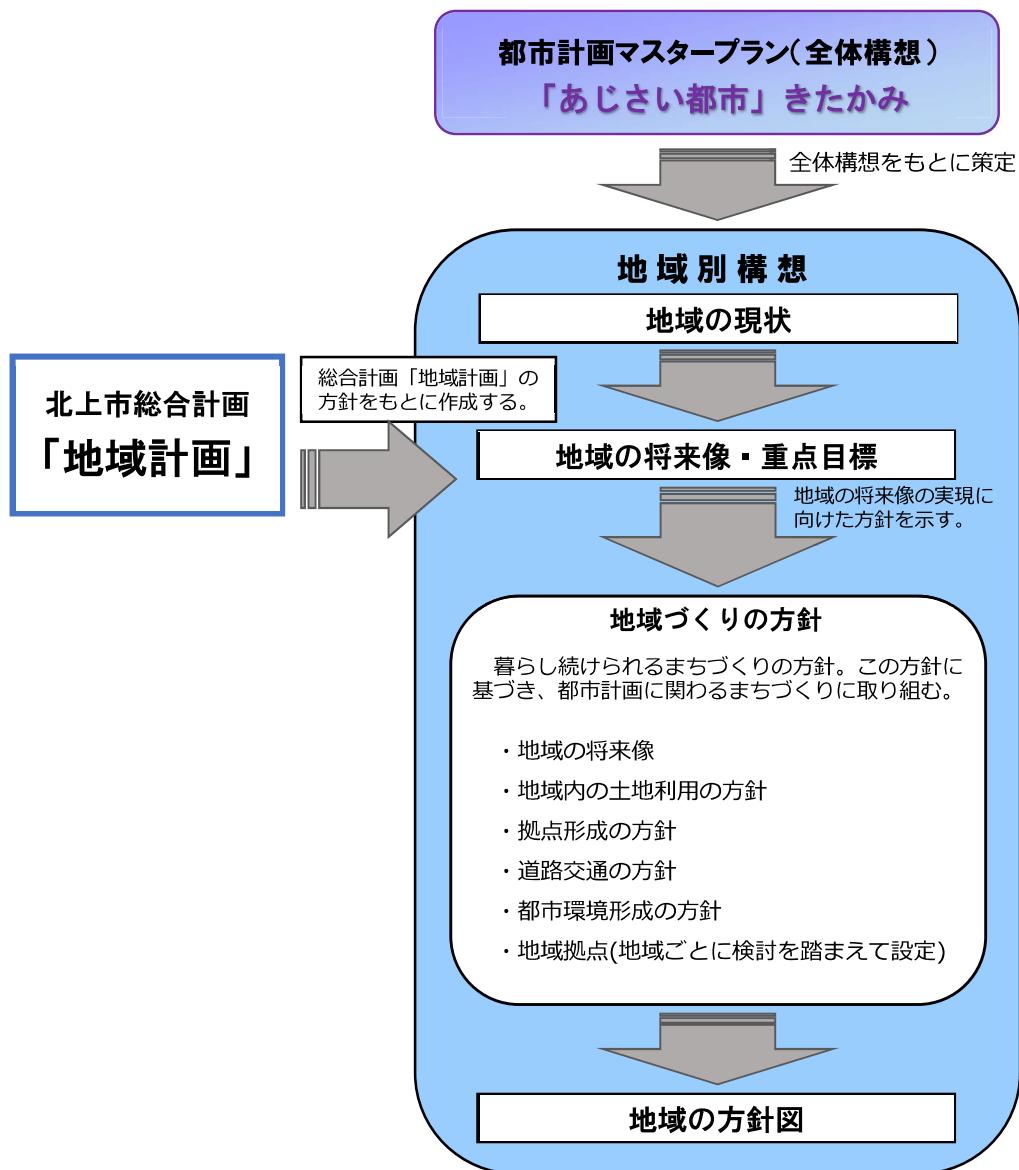


図 地域別構想の策定イメージ

(2) 地域区分の設定

地域別構想を策定する地域区分の設定にあたっては、これまでに各地域で展開されてきたまちづくり活動の蓄積を活かしていくことが重要です。

北上市では、「北上市自治基本条例」をはじめ、「北上市まちづくり協働推進条例」や「北上市地域づくり組織条例」などにより、市民のまちづくりへの参画に係る理念や16の地域づくりのための組織が位置づけられ、各地域による主体的なまちづくり活動が継続的に取り組まれています。平成23年には「北上市総合計画」で16の「地域計画」が策定され、市民主体の計画づくりの実績があります。

そのため、北上市都市計画マスターplanの地域別構想は、以下の16の地域ごとに策定することを基本とします。

(3) 策定の経緯

地域別構想は、都市計画マスターplan全体構想と整合性を図りながら、総合計画地域計画に基づき策定しています。

策定にあたっては、令和元年度から2年度に各地域で実施された総合計画地域計画の策定作業の結果を反映するとともに、令和2年度に地域報告会及び庁内議論を重ねながら策定しました。

また、近年、頻発・激甚化する大規模自然災害への対策も視野に入れて国土強靱化計画北上市計画の指針より、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築を目指し策定しています。

(4) その他

地区ごとに記載している地区の将来像・重点目標には地域計画を取り入れ、地区の分野別方針は北上市総合計画、国土利用計画北上市計画に即し、その他県・市の関連計画との整合を図り方針を定めています。